

兵解協だより

（一社）^{!!}岡山県解体工事業協会との交流会が開催されました。

令和2年7月16日（木）PM6時から、ANAクラウンプラザホテル岡山の「曲水の間」で兵庫県解体工事業協会と岡山県解体工事業協会の初めての「交流会」が開催されました。兵庫県からは18名、岡山県からは10名が参加いたしました。これは、昨年11月27日に、鳥取県、岡山県、徳島県、兵庫県の4団体で「災害時相互支援協定」を締結したのをきっかけに、上原代表理事が岡山県に呼びかけ実現したものです。令和2年4月8日（水）に開催を予定した経緯がありますが、コロナウイルス感染予防対策のため中止になり、今回ようやく実現したものでございます。

いまだに、ウイルス感染予防対策を講じなければならない状況でしたが、ホテルの大ホールでソーシャルディスタンスを確保し、それぞれ2メートルほど間隔をあけて座席が設定されておりました。出席者は少し違和感を持ち、少々緊張気味でしたが、初めにそれぞれ名刺交換を行いました。そして杉本親美代表理事並びに上原代表理事がそれぞれ開会のあいさつを述べられると、会場の雰囲気もようやく和らぎました。そして、兵解協の宮田理事が乾杯の音頭をとり、交流会が始まりました。懇親会の途中に参加者全員が演台に立ち、自己紹介を行いこのころから懇親会もおおいに盛り上がりました。

両協会の交流会は初めてでございましたが、今回は、岡山県さんのお世話で開催されましたが、両協会の間で議論がなされ、これからも継続していこうという意見が圧倒的に多く出され、これからも継続していくことで一致いたしました。そして次回は、兵庫県で開催することが決定されました。

本日は短い時間での「交流会」でしたが、参加者全員が大いに盛り上がり、非常に有意義な会になりましたがPM8時頃に末澤由博副理事長が中締めを行い、兵庫での再会を誓いあい、全員で記念写真を撮影し、「交流会」は無事に終了いたしました。



挨拶を行う杉本代表理事



挨拶を行う上原代表理事



記念写真の撮影

倉敷市水島エコパーク内のリサイクル施設の見学会を開催いたしました。

岡山県との交流会に先立ち、令和2年7月16日（木）PM2:30からエコパーク内にある、鉄のリサイクル施設、(株)ヒラキンリサイクルステージ玉島の工場見学を行いました。会員20名が参加いたしました。水島港玉島エコパークは、岡山県が環境志向の高まりなどの社会情勢を背景に循環型資源産業を誘致する目的で16haの規模で平成10年2月に整備したものです。ガラスやゴムなどを再利用した歩道、太陽光、風力発電を利用した照明設備などを配置した「エコパーク」として整備され、小中学校等を対象とする「環境学習エコツアー」での利用が図られています。今回はこの「エコパーク」内に立地するヒラキンリサイクルステージ玉島の工場見学を行ったものでございます。

兵解協だより

（株）ヒラキン事務所の2階の会議室で、会社概要の説明を受けるとともに、「リサイクルステージ玉島」の工場での鉄のリサイクル処理工程の様子をビデオにより説明を受けました。約1万坪という広大な敷地はヒラキングループの工場の中でも大大規模で、単に処理能力のアップだけでなく、広いスペースを生かして、より効率的に徹底した選別が可能になり、また大型機械をはじめとする最新鋭の設備が充実し、鉄スクラップの再生のみならず、自動車リサイクルにも対応しています。このようにリサイクルのニーズに高いレベルで答えるまさに理想的な作業環境を実現しています。ヒラキンが鉄スクラップから取り出すリサイクル原料は、単に鉄鉱石の資源枯渇に歯止めをかけるだけでなく、製鉄におけるCO2削減にも大きく寄与しており、当工場はまさに「資源リサイクルのモデル工場」的な存在であるといえます。このあと、総務監理部陶山部長代理他1名が工場見学にご案内いただきました。コロナ対策がまだ必要な時期にも関わりませず、こころよく工場見学をお引き受けいただきました（株）ヒラキンの皆様方本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。



会社の概要・処理工程の説明を受ける様子



処理工場の風景



タワークレーン



ピッキングルーム



鉄製品ヤード



怖い名前のギロチンプレスシャー

役員の職名の変更について

昨年（令和元年）9月11日付で一般社団法人を設立し、代表理事の職名を「会長」から「理事長」に、理事のうち副会長の職名を「副理事長」と定めさせていただきましたが、（公社）全解工連の代表理事が「会長」と定められているのをはじめ、他の一般社団法人の代表理事の職名の大半が「会長」と定められております。また、一部の会員から「理事長と呼びにくい」・「理事長の職名に馴染みにくい」等の意見もあることなどから、令和2年8月1日より、代表理事の職名を「理事長」から「会長」に、「副理事長」の職名を「副会長」に変更させていただきます。なお、「代表理事」は法人の登記簿謄本に記載をされておりますので変更はできません。このため、「防災協定等の締結」・その他「法人が行う契約行為」等につきましては「代表理事」名で行い、会員への通知文、お知らせ、請求書、領収書等につきましては「会長」名で行いますのでご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、職名の変更につきましては、「定款」の変更が必要でございますが、来年度の総会で役員改選があり「定款」の変更の必要となりますので、その時に同時に変更いたしますのでよろしくお願い申し上げます。